



第10回ウォークラリー大会 in 和水

ウォーキング～
ホップ ステップ

暑い日ざしも少しずつ和らぎ、秋の訪れも感じられるようになってきましたね。

青年団のウォークラリー大会も10回目を迎えることができました。今年もご家族、お友達と一緒に和水の自然や歴史に触れてみませんか？多くの皆さんのご参加を団員一同、心よりお待ちしております。

と き 平成20年11月30日（日）

受付時間 午前8時30分～9時 終了予定時刻 午後1時【小雨決行】

と ころ コースエリア：田中城周辺（約3Km）

集合場所 歴史と文化のふれあい広場
（旧JAたまな春富支所向かい）

競技内容

○決められたコースをグループでクイズを解きながら歩き、コース途中に設けられたレクリエーションとの合計点を競うゲームです。

○年齢、性別不問（1チーム3～5名編成とします。）

※小学生以下の年齢の場合は保護者同伴

○大会協力費 一人あたり300円（保険料込） ※3歳未満は無料

問い合わせ先 大会事務局：和水町青年団 TEL0968-34-3368（月・火・木・金 午後7時～9時）
それ以外の時間にお問い合わせの場合

団長 深浦 TEL090-7454-1819 までご連絡下さい。

※10月24日の熊本日日新聞にチラシ（応募用紙）を折り込む予定ですので、必要事項を記入のうえ、ハガキにて申し込みをお願いします。



菊池川流域味まつり 2008

と き 10月24日（金）

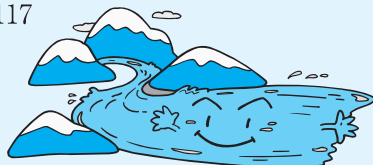
と ころ 植木町合志川河川公園
（植木温泉“風の湯”横特設会場）

内 容 ・味の交流会（前売り券500円）正午から午後2時まで
・菊池川の恵み試食会
・菊池川についてのお話（国土交通省）
・お楽しみ抽選会など
※参加ご希望の方は「前売り券」が必要になります。

問い合わせ先

菊池川流域活性化推進協議会事務局
（植木町役場 産業振興課）

☎096・272・1117



第3回町民カレッジ「ふなやま講座」講演会

と き 平成20年10月21日（火）午後1時30分

と ころ 和水町中央公民館 大会議室

講 師 吉野 由美さん
（菊陽町社会福祉協議会）

演 題 子育てにマニュアルなし

問い合わせ先

和水町中央公民館

☎0968・86・2022



平成20年10月1日 住宅・土地統計調査

この調査は、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。昭和23年以来5年ごとに行われており、今回の調査は13回目になります。全国の約350万の住宅と土地を対象に行われ、今回和水町内において11調査区の一部が対象地域となりました。知事が任命した調査員が対象地区の各世帯に、調査票を配布・収集に伺います。

なお、調査内容は統計以外の目的に使用することは、一切ありません。安心して、ありのままをご記入ください。

調査対象地域

①江光寺②町立病院・特別養護老人ホーム「きくすい荘」③用木④蜻浦⑤上久井原⑥下津原中・西⑦上十町・板楠⑧板楠東⑨上津田⑩下岩⑪上吉地の一部です。

問い合わせ先 総務省統計局・和水町 ☎0968・86・3111
～見えてくる 日本の暮らし 住まいから～

★かたり調査にご注意下さい!★

年齢35歳前後の男性が、総務省と書かれた腕章を付け、「平成20年住宅・土地統計調査のお知らせ」(リーフレット)を持ち「調査票を代理で記入する。現金3万円掛かる。今、お金を預かる。調査が終わったら経費を差し引いた残りを返す。」などと金銭の要求に加え、「家の鍵を預かりたい。ポストに入れて欲しい。」「別世帯の家族の住所はどこか。」などと要求する詐欺が発生しています。このような不審人物を見たり、発生した場合直ちに町役場又は最寄の警察署へ届けられますようお知らせします。

元気村から10月催事のお知らせ

10月18日(土) カラオケ大会

どなたでも参加できます。参加費は1,000円です。

10月26日(日) 風呂の日

交流センター・あばかん家は無料補助券1枚進呈します。緑彩館で2,000円以上お買い上げの方は共通入浴無料券を進呈します。

和水町よかとこ百選写真コンテスト募集中!

- 1.タイトル 和水町の自然風景
(絶景・感動された風景写真)
- 2.応募期間 平成20年10月30日まで
- 3.写真サイズ ワイド六ツ(21cm×29cm)から四ツ切(25cm×30cm)
- 4.応募先 (株)肥後元気村内
- 5.その他 詳しくは元気村までお問い合わせ下さい。

地元食材を使ったアピオス入り「ぎょうざ」

緑彩館とあばかん家では添加物を使わない手作り「ぎょうざ」を販売しております。

どうぞご賞味ください。なお、予約も承ります。

問い合わせ先 (株)肥後元気村 ☎0968・34・4221

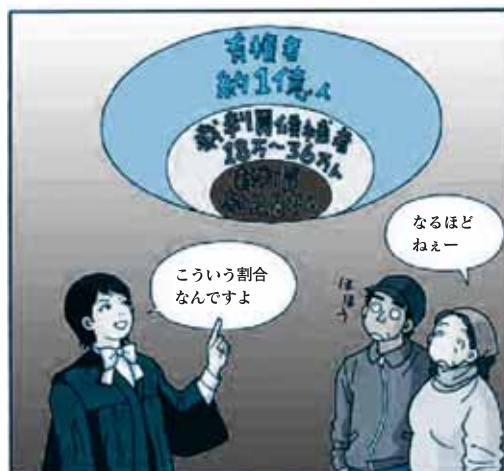
Q8

裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか?



裁判員制度 Q&A ⑧

資料:「よくわかる!裁判員制度Q&A」



A8 だいたい3,500人に1人に見込まれています。

裁判員を選ぶ選任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることになります。仮に通常の事件で50人程度、審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人～36万人の方に裁判所に来ていただくことになります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

裁判員に
選ばれるまで